

学校いじめ防止基本方針（小松市立蓮代寺小学校）

1 いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが法律で制定されている。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒への心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること、被害児童本人及び保護者に対し、面談等で確認して、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを指すことを教職員が共通認識をしなければいけない。

（1）学校を挙げた積極対応

- ・学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- ・警察や児童相談所、教育委員会などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ・いじめの問題に組織的に対応し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

（2）平時からの基本姿勢

- ・いじめは、「どの子にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・児童一人一人を大切にすること意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

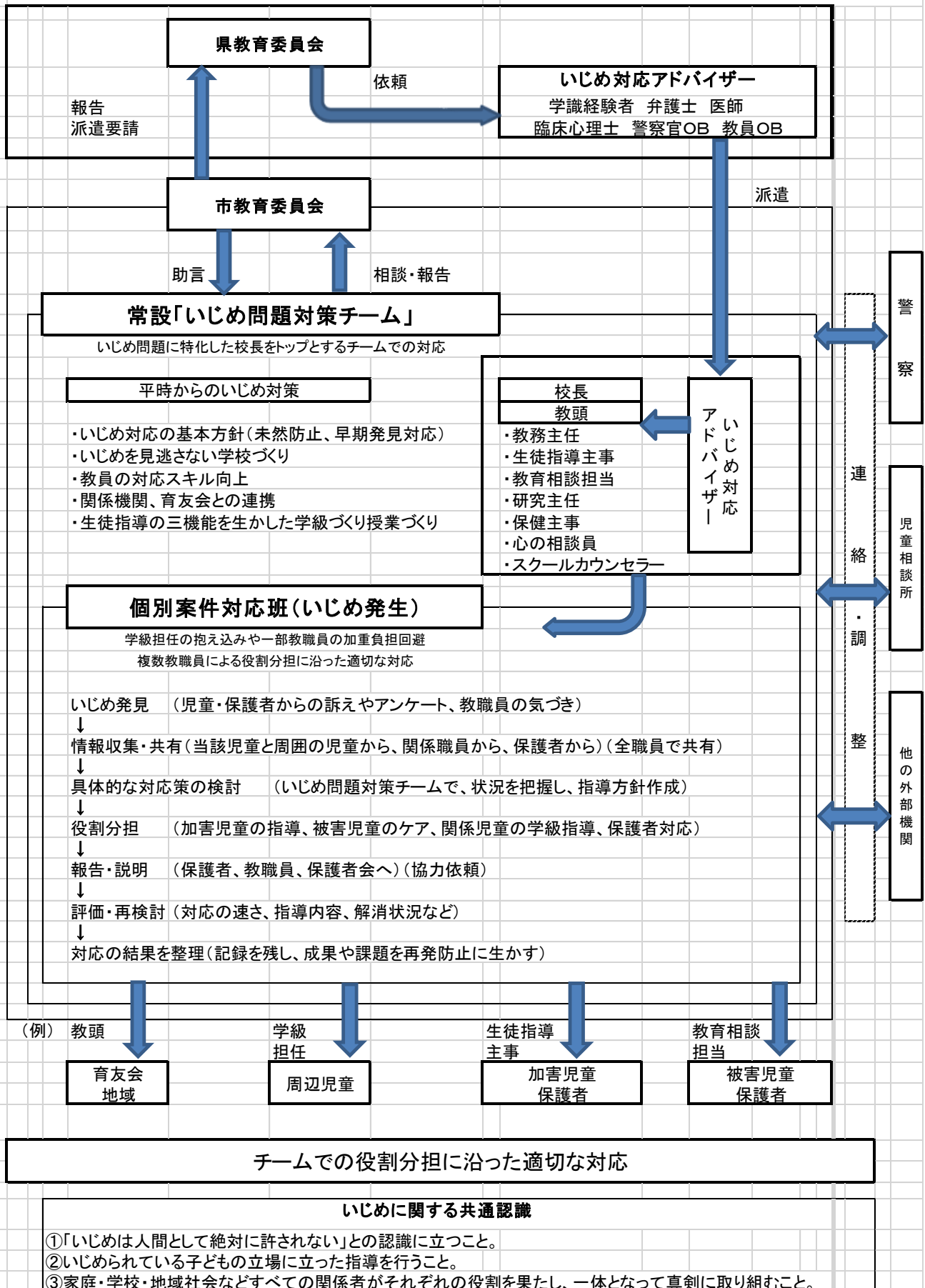
2 いじめ問題対策チーム（常設）の構成員と対策チームの役割

いじめ問題対策チームを「常設する」とは、会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員の間で交換・共有されている状態を示す。そのために、校長等管理職に教職員や児童の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚を持ち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持することが重要である。

- ① チームは、その問題のタイプの判断、分析を行い、結末に向けて筋書きを描いて「個別案件対応班」につなぐ。
- ② 「ネットワーク」「フットワーク」「チームワーク」を大切に、組織的対応の充実を図る。

③ いじめ問題に対する校内体制整備

- ・「いじめを見逃さない」校内体制づくり
- ・外部に開かれた「風通しのよい」環境づくり



3 いじめの未然防止

(1) わかる・できる授業づくり

- ・課題設定などを工夫し、児童の主體的な参加を促し、まとめや振り返りの時間を確保し、「わかった」「できた」が実感できるようにする。
- ・生徒指導の三機能（自己存在感・自己決定・共感的人間関係）を取り入れた授業づくりを行う。
- ・学習過程や学習形態（ペア・グループ）を工夫し、すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

(2) 規範意識の育成

- ・問題行動には、「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。
- ・「れん・だい・じ」の学習ルールを全教職員で共通理解し、徹底してやり通す。
- ・授業では、ベルスタート、ベルストップを心がける。

(3) いじめに関する内容を道徳、学活で計画的に実施

- ・道徳教育のねらい（豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的に実施する。
- ・人権週間を通して、児童の人権感覚を磨く。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

- ・「愛護生・年長さんを迎える会・遠足」などの異学年交流を通じ、「お世話される体験」と成長した後「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら他者と関わろうとする意欲を培う。
- ・「お山そうじ」の共同作業を親子で行い、幅広い大人から認められているという思いが得られるようにする。

(5) 児童会が中心となる取組

- ・「あいさつ運動」を各学年で行い全員がする側になり、あいさつのよかった人を放送でお知らせする。
- ・いじめスローガンを各学年で話し合い、校内に掲示し、いじめをなくす雰囲気を作る。

(6) 体験学習や交流体験を取り入れた取組

- ・各学年学期に1回は、体験学習を取り入れ、実感を伴った学習を実施する。また、あいさつやマナーなど、社会性を培う。
- ・縦割り活動（外そうじ・給食・遊び）を計画的に実施し、年間を通して上級生と下級生が協力して作業をしたり楽しんだりし、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

(7) 家庭や地域と連携した取組

- ・非行被害防止講座を実施し、「ネットいじめ」やいじめの問題に対する理解を深める。
- ・心の相談員による相談窓口を設置し、保護者からの相談を積極的に受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

4 いじめの早期発見

(1) 小さなサインを見逃さない

- ・日頃の観察から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・基本的な生活習慣の乱れや健康状態、授業態度の変化など、小さな変化に気づく。

- ・休み時間の観察や日記・アンケート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有し、協働体制で臨む。

(2) 定期的なアンケート調査と個人面談の実施

- ・学期に1回、いじめに関するアンケート調査と個人面談を実施する。
- ・QUアンケートを年2回実施する。
- ・チェックリストの活用を行い、いじめに関するアンテナを高く持つ。

(3) 教育相談体制の充実

- ・アンケート調査を元に、定期的な教育相談を実施する。
- ・相談ポストの常設、おでかけ心のポストの実施など、児童が相談しやすい環境と雰囲気を作る。
- ・心の相談員の効果的な活用を図る。

(4) 学校でわかるいじめ発見のポイント

- ・児童の悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさから看取る。

(5) 家庭でわかるいじめ発見のポイント

- ・いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

5 いじめに対する措置

(1) 組織的な対応の基本

- ・ささいと思われるものやいじめかどうか判断が難しいものなど、自己判断せず、即、組織にのせる。
- ・いじめに関する情報を把握した場合には、いじめ問題対策チームで協議する。
- ・在籍する児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかに概要を市教委に報告する。
- ・職員全体で共通理解し、学校全体で対応していく構えで、担任の孤立感を防ぐ。
- ・初期対応で全体の見通しを立て、「さしすせそ」を大切にする。

さ…最悪を考え し…慎重に す…すばやく セ…誠実に そ…組織で対応

(2) いじめられている子どもや保護者への対応

〈子どもへ〉

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心安全を確保するための具体的な対応を明確に示す。
- ・いじめの事実関係を正しく把握する。その場合、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容する。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したという安易な考えを持たずに、その後も継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ認め、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気や自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すという観点から、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

〈保護者へ〉

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応をする。
- ・家庭訪問したり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、保護者の不安な気持

ちを十分に受け止めて、対応策を協議する。子どもを守り通すことを十分に伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校の様子についてその都度家庭に連絡し、面談や家庭訪問を行うなど、継続的に連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

(3) いじめている子どもと保護者への対応

〈子どもへ〉

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・どんな行為がいじめに当たるのかを十分理解させた上で指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理を十分理解し、学校生活に目的意識を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行う。

〈保護者へ〉

- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示し、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にし、必要に応じて関係機関を紹介する。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

(5) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

- ・情報モラル教育や、インターネットに関する親子のルール作りの推進を行い、未然防止に努める。
- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められ、保護者や関係機関との連携が必要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間外しなどのいじめには、被害加害児童双方から十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにし相手の立場に立って考えさせる指導を行う。
- ・インターネットの不適切な書き込みは、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報する。
- ・児童に対して、インターネット上のいじめについては、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

6 年間計画

月	取り組みの内容
4月	あいさつ運動 入学を祝う会（6年生）
5月	QUアンケート たてわり外掃除（環境美化委員会）
6月	いじめアンケート/個人面談 おでかけポスト たてわり遊び（6年生）
7月	
9月	あいさつ運動 ふわふわ言葉作戦
10月	QUアンケート いじめ防止スローガン
11月	いじめアンケート/個人面談 おでかけポスト 蓮小プレイランド（児童会）
12月	人権週間（人権やいじめに関する授業）
1月	あいさつ運動
2月	いじめアンケート/個人面談 おでかけポスト
3月	たてわりお別れ会・遊び（5年生）

※年間の取り組みについての検証を学期末（7月・12月・3月）に行う。（PDCA サイクルの位置づけ）
 その他、年間を通して次の取り組みを行う。

◎児童の人間関係、学級づくりを目的とした取り組み

れん友タイムを月に2回、火曜日の朝（15分）実施し、ソーシャルスキルやエンカウンターを年間計画に従って行う。

◎授業に関する取り組み

生徒指導の三機能を生かした授業づくりができていないか、2ヶ月に1回、表でチェックする。

7 いじめ問題への取り組みチェックポイント

	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践している。
	いじめについて、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っている。
	いじめ問題について、特定の教職員の抱え込みや事実隠しなどせず、学校全体で対応している。
	教師は、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めている。
	教師は、児童の生活実態を把握し、児童の危険信号を見逃さず、1つ1つに的確に対応している。
	養護教諭やスクールカウンセラーと連携していじめ把握や教育相談の体制整備が行われている。
	いじめの訴えがあったとき、事実関係の把握を正確迅速に行い、的確に対応している。
	いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会や関係機関を連携協力している。
	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、悩みに応える体制になっている。
	道徳や学級活動、児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げ指導が行われている。
	いじめを行う児童に対し、特別の指導計画による指導と毅然とした対応を行うこととしている。
	いじめられている児童に対し、心のケアや弾力的措置などいじめから守り通す対応を行っている。
	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して注意を払い、折に触れ必要な指導をしている。
	学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。